

第137回 八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	令和4年(2022年)8月29日(月)午後2時から午後4時53分まで
開催場所	八王子市役所 事務棟3階 包括外部監査執務室及びウェブ会議
出席者氏名 (審議会)	橋本 基弘会長、宮内 宏副会長、石井 修一委員、大内 篤子委員、 竹澤 勉委員、臺丸谷 昇委員、山本 法史委員、坂本 佳子委員、 鳶田 良樹委員、福島 良樹委員、堀 麦枝委員、村上 康二郎委員、 文 景令委員
出席者氏名 (事務局)	岡本洋法務文書担当部長、市川厚夫公文書管理課課長、越智博明同課 主査、内村美月同課主任、島林和哉同課主任
出席者氏名 (説明者)	【諮問第183号】小池明子子ども家庭支援センター館長、田中伊久 美同センター主査 【諮問第186号】小島昭仁住宅政策課長、黒田佳樹同課課長補佐兼 主査、田島徳人同課主任、宮坂有輝同課主任 【諮問第187号】立川記啓公園課課長補佐兼主査、相良晃同課主任 【諮問第184号】堂本健二清掃施設整備課長、枝根功同課課長補佐 兼主査、荒井将良同課主任 【諮問第185号】青木一浩水環境整備課長、橋詰知尚同課主査 【諮問第182号】菅野英之防災課長、澤尚史同課主査 【諮問第188号】水上太一路政課長、上條智弘同課主査
欠席者氏名	加藤 隆之委員
議 題	審議事項 ア 会長及び副会長の選任について イ 八王子市産後家事・育児支援(家事支援用品の購入支援)給付 事業における個人情報の目的外利用について 【諮問第183号】 ウ 市営住宅に設置する防犯カメラについて【諮問第186号】 エ 上柚木公園等に設置する防犯カメラについて 【諮問第187号】

	<p>オ 館クリーンセンターに設置する施設用カメラについて 【諮問第184号】</p> <p>カ 水路等に設置するライブカメラについて【諮問第185号】</p> <p>キ 災害対策用無人航空機の運用について【諮問第182号】</p> <p>ク 道路管理用無人航空機の運用について【諮問第188号】</p> <p>報告事項</p> <p>ア 個人情報を取り扱う事務の届出について</p> <p>イ 新型コロナウイルスワクチン接種証明書のコンビニ交付事務の 特定個人情報保護評価（全項目評価）の第三者点検について</p> <p>ウ 改正個人情報保護法について</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員自由意見</li> <li>・漏えい事案の報告</li> </ul>
公開・非公開 の別	公開。ただし、（1）ア、ウ、エは非公開。
傍聴者の数	なし
配布資料	<p>1 第137回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会次第</p> <p>2 審議事項の資料</p>

【市川課長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第137回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。

まだ 委員と 委員がいらっしゃっていないのですが、定足数を満たしておりますので、始めさせていただきます。

本審議会の事務局を務めております、公文書管理課長の市川でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、法務文書担当部長より、御挨拶を申し上げます。

【岡本部長】 法務文書担当部長の岡本です。よろしくお願いいたします。

今回の審議会が改選後初めての審議会ということで、一言御挨拶させていただきたいと思っております。

今回の改選によりまして、委員の方全員で14名のうち、6名の方が今回新たに就任をいただいております。

任期としましては、令和6年6月30日までということになりまして、その間、本市の情報公開及び個人情報保護の両制度の運営について御協力をいただきたいと思いますと思っております。

専門委員の方につきましては、専門的な立場から、市民委員の方につきましては、市民の代表として御意見をいただければと考えております。

市の責務といたしましては、情報公開の推進、また、個人情報の適切な保護に邁進してまいりますので、皆様には御協力を賜ればと存じます。

最後になりますけれども、これから約2年間、御協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【市川課長】 それでは、申し訳ありませんが、法務文書担当部長は公務のため、ここで退席させていただきます。

【岡本部長】 よろしく願いいたします。

〔岡本部長退室〕

【市川課長】 委嘱に当たり、辞令書をあらかじめ発送させていただいております。

委員の皆様におかれましては、7月1日から令和6年6月30日までの2年間を任期として、本審議会の委員に御就任いただきました。委員14名のうち6名の方が新たに御就任いただいております。

本市の情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関して、貴重な御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

皆様に本日の審議会の資料を配付させていただいておりますが、各資料の詳細につきましては、後ほど事務局より御説明させていただきます。

それでは、お手数ですが、名簿を御覧いただきたいと思います。

こちらは今期の本審議会の委員の皆様を御紹介させていただく名簿となります。各委員の選出区分、お名前、御職業や推薦団体等を記載したものととなります。皆様の記載内容につきまして、御確認をいただきたいと思います。

また、大変申し訳ございませんが、修正等がございましたら、本日の審議会終了後に事務局までお声がけいただきますよう、よろしくお願いいたします。

こちらの名簿につきましては、八王子市のホームページで掲載させていただきます。こ

の後選任されます会長、副会長の記載を備考欄に追加し、更新いたしますので、御承知おき願います。

また、皆様が審議会の委員であるということにつきまして、附属機関に係る事務を所掌しております総合経営部広聴課に名簿を提出し、本市の他の審議会委員への重複就任等の確認に使わせていただくこととなりますので、併せて御承知おきください。

もう1点、守秘義務について、御説明させていただきます。

本審議会について規定しております八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第7条では、「審議会の委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」と規定しております。

当審議会条例には罰則等はありませんが、委員の在任期間だけでなく、委員を退任された後においても守秘義務が課せられておりますので、よろしく願いいたします。

また、本審議会においては、扱われた個人に関する情報につきましては、八王子市個人情報保護条例の罰則を適用します。第56条から第61条に規定しておりますので、繰り返しとなりますが、委員には守秘義務が課されているということを御承知おきいただきたいと思います。

続きまして、本審議会の運営について、事務局から説明します。

【越智主査】 それでは、公文書管理課主査の越智から説明いたします。よろしく願いいたします。

事務局から本審議会の運営について、3点御説明をいたします。

1点目が画面共有についてです。

Microsoft Teamsの画面共有機能を使用して、御覧のとおり説明中のページを写す予定です。その場合の説明中のページ数は随時お伝えしますので、市側の共有画面または事前に送信しましたPDF資料の御都合のよろしい方を御覧ください。万が一、回線に負荷がかかり挙動が遅くなった場合は、画面共有を中止する場合がございますので、御容赦ください。

なお、PDF資料には注釈機能を使い、紙でいうタグに当たるものをつけております。黄色い吹き出しマークをクリックすると該当ページに飛ぶことができますので、御利用ください。

2点目が、ウェブ会議利用規約についてです。

こちら、画面共有しておりますが、PDF資料の2ページ目を御覧ください。

本日は市がMicrosoft Teamsを使って主催するウェブ会議形式を取っています。市がウェブ会議を主催するに当たっては、利用規約を作成し、参加者に御一読いただく規定となっております。

3点目として、会議録について説明とお願いがございます。

審議会の会議録は事務局が作成いたします。

要点筆記によるものではなく、皆様の発言を全て録音いたしまして、録音データを基に会議録を作成します。

録音の方法についてですが、音声のみをICレコーダーで録音する方法を取ります。

ただし、機材トラブルや回線不具合が生じた場合は、Microsoft Teams上の録音機能に切替え、音声に加え映像を録画する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

録音データを確認する関係から、御発言の際は挙手または挙手ボタンをクリックの上、お名前を名のられた上で御発言をお願いいたします。

なお、音声不具合があった場合等、Microsoft Teamsのチャット機能も御利用ください。

会議録は公開を行う前、各委員に御発言の内容について確認をお願いしております。

市のホームページにも会議録を公開いたしますが、ホームページに掲載をする会議録は、会長、副会長以外の委員の方のお名前は伏せ字にて公開をいたします。

事務局からは以上です。

【市川課長】 それでは、会議次第に従いまして、議事を進行させていただきます。

本日が今期の委員就任後、初めての審議会でございます。

現在、会長と副会長が空席となっておりますので、会長が決まるまで、私が座長として議事の進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

さて、本日はまだ加藤委員がいらっしゃっていませんけれども、14名のうち13名が出席されており、定足数を満たしておりますので、この会議は適法に成立しております。

審議会は特定の個人情報などを審議の対象とする場合を除き公開とすることになっておりますが、本日の案件のうち、審議事項アの会長及び副会長についての審議事項に関する審議について、審議事項のウとエにつきましては、非公開の事項に該当することになりますので、非公開とさせていただきたいと思っております。それ以外の案件は公開することとなりますので、申請が出てまいりました場合には、市役所本庁舎でウェブ会議画面を視聴する

形で傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【市川課長】 それでは、異議なしということで、進めさせていただきたいと思います。  
それでは、審議事項の「ア 会長及び副会長について」を議題に供します。

審議事項「ア 会長及び副会長について」は、八王子市情報公開条例第8条第5号により非公開

【橋本会長】 それでは、今回改選後初めての審議会ということでございまして、先ほど14名中6名の新任の委員の方がいらっしゃるということでございます。

そこで、委員から一言ずつ自己紹介をお願いできればというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

名簿に従いまして、委員の方から一言お願いできますでしょうか。

【委員】 と申します。

八王子市町会自治会連合会の副会長を務めております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

【橋本会長】 よろしくお願ひします。

すみません。委員は今日は海外出張ということでございますので、委員になりますでしょうか。よろしくお願ひします。

【委員】 はじめまして。ライジングサンコーポレーション株式会社で代表をしております と申します。

会社ではシステムの開発やウェブサイトの製作などをしております。

微力ながら、2年間よろしくお願ひいたします。

【橋本会長】 よろしくお願ひします。

それでは、次が委員でいらっしゃいます。よろしくお願ひいたします。

【委員】 こんにちは。税理士会の副支部長をやっております といひます。

初めて参加をさせていただきますが、なるべく努力して頑張りたく思ひますので、よろしくお願ひいたします。

【橋本会長】 よろしくお願ひします。

次は委員ですね。再任ということでございますが、よろしくお願ひします。

【 委員】 皆さん、こんにちは。 と申します。

私はその紹介の中にありますけれども、元八王子市の中学校の校長ということで、最後、校長という立場で退職した者でございます。

今、私は八王子市の人権擁護委員の委員も兼ねておりますので、その立場からも応援できたら、いろいろと頑張っていきたいなと思います。どうかよろしく願いいたします。

【橋本会長】 よろしく願いします。

次も再任ということでございますけれども、 委員、お願いいたします。

【 委員】 弁護士の と申します。よろしく願いいたします。

事務所は吉祥寺にありまして、多摩地区と同じ地区ということで、八王子市のためにお手伝いできればと、これからも思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【橋本会長】 よろしく願いいたします。

引き続きまして、再任ということでありますが、 委員、お願いいたします。

【 委員】 です。

私、昨年度までは東京工科大学の教授をしていたのですが、今年度から情報セキュリティ大学院大学の教授に就任をしています。

引き続きよろしく願いいたします。

【橋本会長】 よろしく願いします。

続きまして、新任、 委員、よろしく願いいたします。

【 委員】 よろしく願いいたします。

弁護士の と申します。立川で弁護士をしております。

私は、個人情報開示請求などはやったことがあるのですが、こういった審議会のメンバーになるのは初めてですので、どうか委員の皆様、よろしく願いいたします。

【橋本会長】 よろしく願いいたします。

次も新任でいらっしゃいます。 委員、お願いいたします。

【 委員】 今回、委員になりました と申します。

私はこれまで30年余りになりますけれども、東京都の職員をしておりまして、このたび退職しましたので、地元の八王子で何かお役に立ちたいと思ひまして、市民委員に応募いたしました。

このような審議会の委員は初めてでございますので、ほかの委員の皆様方に御教示いただきながら、参加していければと思っております。よろしく願いいたします。

【橋本会長】 よろしく申し上げます。

続きまして、新任でいらっしゃいます 委員、お願いいたします。

【 委員】 はじめまして、 と申します。

私も 委員と同じように、来月会社を退職します。それで、退職後に何をしようかなといういろいろ考えているときに、市報で今回の公募を見つけまして、応募した次第でございます。

いろいろ初めてなものですから、よく分からないのですが、よろしく申し上げます。

【橋本会長】 よろしくお願ひいたします。

最後になりました。こちらにも新任でいらっしゃいます 委員、お願いできますでしょうか。

【 委員】 はじめまして。私は と申します。よろしく申し上げます。

所属団体としましては、JVCケンウッド労働組合の役員をやっておりまして、連合東京の方の南多摩地区の代表としまして、こちらの方に参加させていただきたいと思ひます。

私の方もなかなか知識とかがないものですから、いろいろ勉強しながら、こちらの方で務めさせていただきたいと思ひますので、どうぞ御教示のほど、よろしくお願ひいたします。

【橋本会長】 よろしくお願ひいたします。

大変いろんな分野から就任していただきまして、ありがとうございます。

今後、様々な角度から、様々な御意見をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、引き続きまして、事務局の職員の方でいらっしゃいますが、これも自己紹介をお願いできますでしょうか。

【市川課長】 会長、申し訳ありません。

委員、先ほど冒頭でまだいらっしゃっていないということで、 委員からお言葉をいただけていないので、 委員にお願ひしてよろしいでしょうか。

【橋本会長】 分かりました。

委員、よろしくお願ひできますでしょうか。

【 委員】 八王子商工会議所からの推薦で、もう多分6年ぐらいやらせていただいていると思ひますが、 でございます。八王子商工会議所のサービス情報部会の部会長



を拝命しております。

八王子の商工事業者の立場でいろいろと参加させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【橋本会長】 よろしくお願いいたします。

それでは、事務局の方の自己紹介をお願いできますでしょうか。

【市川課長】 先ほど冒頭進行を務めさせていただきました、公文書管理課長の市川と申します。よろしくお願います。

事務局の主査、越智です。

【越智主査】 よろしくお願います。

【市川課長】 主任の内村です。

【内村主任】 よろしくお願いいたします。

【市川課長】 主任の島林になります。

【島林主任】 よろしくお願いいたします。

【市川課長】 以上、よろしくお願います。

【橋本会長】 ありがとうございました。

本来であれば直接お目にかかって、それぞれ名刺交換もというようなことになりすけれども、こういう状況となって、ウェブ会議が普通になってしまいました。今期にはどこかでお目にかかる機会があればというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日は大変議題が多くございます。時間は大体4時ぐらいをめでにというふうに考えておりますので、要領よく進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

審議事項の順番でございすけれども、内容に応じてこういう順番で検討した方がやりやすいのではないかとということで、若干番号を、順番を入れ替えております。それで諮問番号が前後するということについては、御承知おきのほど、お願いいたします。

それでは、次第に従いまして、審議事項のイになりますでしょうか。「諮問第183号八王子市産後家事・育児支援（家事支援用品の購入支援）給付事業における個人情報の目的外利用について」、これを議題といたします。

それでは、諮問の要旨について、事務局から、実施機関の入室も併せてお願いますでしょうか。では、諮問要旨について、説明を事務局からお願いいたします。

〔 諮問第 1 8 3 号の実施機関入室 〕

【越智主査】 それでは、諮問の要旨につきまして、まず事務局から概要を説明いたします。

こちらは、今年度限定の東京都の補助金の事業になります。

コロナ禍で、保育サービス等を利用できていない方向けの、ルンバ等お掃除ロボットや食洗器など家事負担軽減につながるものの購入の支援という内容の事務になります。

1 点、諮問文の訂正をさせていただきます。

前書きの部分に本人外収集と記載をしましてしておりますが、正しくは件名のとおり、目的外利用の諮問になります。

諮問文 2 ( 2 ) に記載しておりますとおり、子ども家庭支援センターが本事業を実施します。

支援対象者の決定に当たり、対象者情報を保有していないため、諮問文 2 ( 1 ) に記載の他の主管課が、他の目的で保有する情報を利用する、つまり目的外利用、こちらの諮問をするというものになります。

本案件につきましては、実施機関であります諮問担当課が子ども家庭部子ども家庭支援センターですので、同課の職員が同席しております。

その他補足説明につきましては、子ども家庭支援センターから説明をいたします。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、実施機関の方で特に補足が必要な点について、御説明をお願いできますでしょうか。

【小池館長】 よろしく申し上げます。

まず、職員を御紹介します。

私、子ども家庭支援センター館長の小池です。よろしく申し上げます。

担当主査の田中です。

【田中主査】 よろしくお願いいいたします。

【小池館長】 どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、今事務局から説明がありましたが、本事業はコロナ禍において、家事・育児サポートの提供や活用が平時に比べ困難な状況を鑑みて、保育サービスを利用していない子育て家庭に対し、子育ての負担感の軽減を図るために、家事支援用品の購入支援を行う

ものです。

事業実施に当たりまして、対象要件として、保育サービス等を利用していない世帯としていることから、対象年齢である平成31年4月2日から令和4年4月1日生まれの子供の住民記録情報のほか、保育サービスの利用確認を行う必要があります。

そのため、子ども家庭支援センター事業において保有をしていない、諮問書の2ページにあります、保育所等の利用状況などについて、各事業で取得している個人情報を、その取扱事務を行っている主管課より目的外利用として提供を求めるものです。

資料2に、事業の実施要綱をお示ししておりますが、事業実施において、多胎児を養育する世帯については、子ども家庭支援センターで行っている産前・産後サポート事業の対象年齢を3歳未満としていることから、本市においても実施要綱第3条(1)に記載してあります東京都の要綱に準じた対応を行う予定です。そのため、先ほど表にありましたイの多胎児世帯の情報が必要となります。

また、カ、キにつきましては、DV等何らかの理由で住民登録がないけれども、生活実態が八王子市にある世帯の場合も対象となることから、必要な情報となっております。

なお、今回の個人情報の目的外利用につきましては、令和4年度の単年事業であることから、今年度のみ利用となり、八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会の答申のあった日から家事支援用品購入支援事務を実施している間とし、本件の目的外利用については、家事支援用品の購入支援通知時に書面で通知をすることとしております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

【橋本会長】 ありがとうございます。

今、画面共有をさせていただいております資料に従っていきますと、今回の事務事業が八王子市の産後家事育児支援事業、給付事業であるということで、目的外利用として、今現在個人情報を持っているところが2の(1)のところに掲載されていると。この情報を子ども家庭支援センターの方に提供するというので、目的外利用等々を収集した、この目的とは違うところに使うと。この点について、この審議会の審議をいただくと、こういうことになってございます。

具体的な個人情報の項目については一覧表がございました。今の資料の2ページのところででしょうか。(ア)から(キ)までということになっております。その事業の趣旨について、なぜ目的外利用になるのかということについては、(4)のところに説明がございました。

目的外利用を行う期間というところについては、3、それから4のところを御覧いただきますと、(1)個人情報保護のルールを遵守すると。

5について、本人通知については、書面で通知をすることになっているという、こういうような手当てがあるということですが、委員の皆さんの方からいかがでしょうか。御質問、御意見等がございましたら、いかがでしょう。

いかがでしょうか。東京都の支援事業であるということもございませし、内容的には特に権利を制約するというようなことではなくて、給付を行うというような趣旨であるということでございますが、もし、質問等がございませでしたら、諮問書の検討について終わりたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

何かこの目的とか、あるいは事務事業の内容とかということについての御質問御意見等でも結構ですが、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

【橋本会長】 それでは、この件につきましては、御質問、御意見はないということでございますので、実施機関におきましては退室をお願いできますでしょうか。ありがとうございます。

【小池館長】 ありがとうございます。

〔諮問第183号の実施機関退室〕

【橋本会長】 それでは、今御説明していただいたところを踏まえまして、諮問第183号についての答申文を検討してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局の方で共有をさせていただいておりますけれども、このような形で当審議会としては答申をするということにさせていただきたいと思っております。

例によりまして、事務局の方で朗読をお願いできますでしょうか。

【内村主任】 では、記書き以下をお読みいたします。

本件個人情報の目的外利用については、八王子市産後家事・育児支援（家事支援用品の購入支援）給付事業を円滑に実施するために合理的と考えられるので、公益上必要であると認めます。

付記。

個人情報の提供を受ける子ども家庭部子ども家庭支援センターに対しては、次の条件を付する。

1、個人情報を適正に管理するとともに個人情報保護のルールを遵守すること。

2、不要となった個人情報、迅速かつ確実に廃棄すること。

以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。

何かこの答申文について、御意見はございませんでしょうか。

先ほど事務局と、それから実施機関の御説明を踏まえて、当審議会としてはこのような形で実施機関に答申をするということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 特に御意見もないということでございますので、この審議会としてこのような形での答申をするということで進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、審議事項のウに移ってまいります。

審議事項ウ「諮問第186号 市営住宅に設置する防犯カメラについて」及び審議事項エ「諮問第187号 上柚木公園等に設置する防犯カメラについて」は、八王子市情報公開条例第8条第6号アにより非公開

【橋本会長】 それでは、続きまして、審議事項オ、諮問第184号でございますけれども、館クリーンセンターに設置する施設用カメラでございます。

これは、若干、これまでのような防犯カメラと趣旨が違っておりますので、その点も含めまして、事務局と実施機関からの御説明をお願いできればと思います。

それではまず、諮問の要旨について、事務局からお願いできますでしょうか。

〔諮問第184号の実施機関入室〕

【越智主査】 それでは、事務局から諮問の要旨を説明させていただきます。

P D F 資料の74ページを御覧ください。本案件は、先ほどまでの審議事項ウ、エの防犯カメラと異なり、館クリーンセンターという清掃施設の管理用カメラとして設置するものです。カメラという点で共通する項目については、説明を割愛させていただきます。

諮問文3のとおり、清掃施設内にごみを搬入する業者や市民の方を誘導する目的及びごみ処理手数料徴収のために車両のナンバープレートを撮影する目的で設置します。実際の設置場所等については、79ページ以降の案内図を基に、実施機関から説明します。

本案件につきましては、実施機関であります諮問担当課が、資源循環部、清掃施設整備

課ですので、同課の職員が同席しております。その他補足説明については、清掃施設整備課から説明をいたします。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。それでは、実施機関から説明をお願いいたします。

【堂本課長】 清掃施設整備課の課長をしております堂本と申します。職員の紹介をさせていただきます。本日来ているものは、課長補佐の枝根でございます。

【枝根課長補佐】 枝根でございます。よろしくをお願いいたします。

【堂本課長】 担当主任の荒井でございます。

【荒井主任】 荒井と申します。よろしく申し上げます。

【堂本課長】 説明は、荒井からさせていただきます。

【荒井主任】 説明させていただきます。

現在、館町で新しい清掃工場の建設事業を、10月1日からの供用を見据えて進めております。場所といたしましては、先ほどの案内図を御覧いただき、高尾駅を出まして、町田街道を南側へ進んだ町田市との市境付近が設置場所となります。具体的には、穎明館の中学高等学校や法政大学が隣接した場所となっております。この場所は、旧館清掃工場の跡地でございます。館クリーンセンターという施設を建設し、現在は試運転及び各種試験を実施しているところです。ごみ処理施設になりますので、収集車や一般市民がごみの持込みをすることになります。施設の監視カメラ13台とナンバープレートカメラを3台設置する予定となっております。

動線を説明しますので、資料3の施設監視カメラ設置位置図を御覧いただけますでしょうか。

施設の位置図になります。左の方向が門扉になっておりまして、そちらから入場するような形になります。まず、(1)に進入路というところがございまして、そこから一般市民や収集車が入ってきます。そのまま図面の右側に真っすぐ行きますと、(3)環境事務所棟北側というカメラがございまして、そこまで1回真っすぐ行きまして、そこから図面下側の、また(4)の工場棟の西側というところの前まで行きまして、その後、少し図面で右に曲がりまして、計量棟というところに行きます。ここに6番計量棟というところで、計量棟の外観を映したり、ナンバープレートカメラを3台、計量棟の中に設置いたします。その後、ランプウェイという上り坂がございまして、そこを登っていくと、(7)の工場

棟東側ランプウェイというところで、カメラのところまで車両が参ります。その後、工場の中に入ります。

図面を2枚めくっていただきまして、工場棟2階平面図というものがございます。ここがプラットホームとなっております、これが2階になるんですけれども、ここからごみを投入します。そこに、11番のプラットホーム1と、12番のプラットホーム2というカメラを設置します。その後、プラットホーム2の左上に矢印があると思うのですが、そこから退出して、2枚戻っていただきまして、外構図になりますが、また、計量棟の方に戻って、出口側の計量をいたします。最後に、2番の環境事務所棟西側というところで、また通ってもらって退出するというような、このような1周の動線を確認するようなカメラを設置いたします。残りの8番と9番と、図面を、また3枚めくってもらったところに、13番の環境事務所棟2階というところのカメラがあるんですけれども、こちら3台につきましては、施設を監視するような、一般市民等が、閉館時間後に残っていないかどうかを確認するためのカメラになります。計16台を設置するということになります。

今御説明いたしました、ごみの搬入動線となります監視カメラ1から7、及び10から12というものを、誘導員が適切に誘導できるように設置します。ごみを搬入する際に、計量棟を通過して施設に搬入するというのを、今御説明させていただいたんですけれども、その際に、市民の方の対応等で並んでしまって、家庭ごみの収集車が渋滞してしまって、収集業務に支障が出てしまうというところがございます。そういうところがないように、安全に誘導するというところを目的に設置するカメラになります。

14番のナンバープレートカメラについてなんですけれども、こちらが、入り口側で計量をしまして、まず、入り口側で計量するとき、ごみと車両の重さを一緒に量ります。量った後にごみを捨てます。その後、また帰りに計量棟に載って、帰りの車両だけの重さを量ります。ごみを捨てていますので、その差引きで、ごみをどれだけ捨てたかというのを量ります。そこに、処理手数料の単価を掛けまして、処理手数料を算出して、計量棟で現金の収受を行います。そのために、既存施設ですと、カードを渡してやり取りをしていたんですけれども、コロナ等で、なかなか接触するのもあまりよろしくないというところもございまして、こういった、ナンバープレートのカメラというものを取り入れます。よく駐車場、コインパーキングであると思うんですけれども、そのようなイメージで、入り口のところでナンバープレートを読みまして、そのナンバープレートとごみの重量をひもづけて、帰日もナンバープレートを読み取って、システムに取り込み、この車両は何キロ

ですという形で読み取って、料金を算出するものとなります。このような機能のカメラを設置します。

補足説明は以上となります。

【橋本会長】 ありがとうございます。

これまでの防犯カメラと趣旨が少し違っておりました、必ずしも防犯ということが目的というわけではなくて、クリーンセンター内での確認業務等々、こういったことを行うためのカメラであるというふうなことですし、これまでの防犯カメラの事例とは違うことなのかもしれませんが。いかがでしょうか。御質問等ございましたら、どうぞよろしく願いいたします。いかがでございましょうか。

【宮内副会長】 宮内ですけど、よろしいでしょうか。

【橋本会長】 お願いします。

【宮内副会長】 構内に市民が残っていないかどうか確認するというようなお話があったと思うのですが、このカメラの映っていないところに市民がいるかもしれないと思うので、市民がいないことをカメラで確認ということが本当にできるのだろうかというのがよく分からなかったのですが。その辺りを教えていただきたいと思います。

【橋本会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【荒井主任】 お答えさせていただきます。

3台、残っていないかというところを確認するカメラをつけますが、敷地内が山になっていて広く、おっしゃるとおり、全部の確認がなかなかできない状況になります。そこで、北側につける2個の8、9番のカメラが、人だまりができるようになっておりました、そこに大体人がいるであろうということで、確認するようにカメラをつけます。また、車で来られた方を確認するために、環境事務所棟2階というところのカメラも設置します。全体確認となると、コスト的にもなかなか難しいところがございますので、要点確認というところにつけさせていただきます。

【宮内副会長】 ありがとうございます。

人だまりというところは、人が大勢いるところと理解はできるのですけれども、市民が残っていないかどうかというのと、その残っていそうな場所、人がたまっているところというのは、また何か別のような気がします。そこを撮ると効果的だというのがどうして分かったのかというのが、まだよく分からないので、その辺りを教えていただきたいのですが。



【荒井主任】　そうですね。あとは、また、有人確認も併せて行いまして、全体のカメラでの確認はしないのですけれども、細かい通路ですとか、その辺の見回りとかは、施錠の際にはいたしますので、そこで範囲をカバーするような形になります。

【宮内副会長】　恐らくそうだと思いますのですけれど、だとしたら、市民が残っていないかどうかのカメラがなぜ要るのかと、今後なると思うのですが、そこはいかがですか。

【堂本課長】　堂本です。

市民が残っていないかという確認も、当然、そういったことで今回提案をしているのですけれど、当然、それ以外のところにもいる可能性もあるので、一つ、そういったところで、時間中の市民の動きとかそういったところも、このカメラで確認できます。最終的なところの判断、残っていないかの確認については、こういったカメラを活用しながら、有人による確認も、必要に応じてやらなければいけないと思いますので、そういった効率化を図るために、こういったカメラをつけることで考えています。

【宮内副会長】　あの、どこかにたまっているか、そういうのを誘導するためにカメラを置くというのは、それなりに理解できるのですけれど、残っていないかはカメラの問題ではないような気がするのですが、目的がそこにあると、それも入っていると、私としては、必ずしも理解できていない部分があるというふうに、取りあえず、そういう意見を申し入れておきます。

【橋本会長】　ほかはいかがでしょうか。御意見ということでも結構ですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか

【委員】　ですが、少しよろしいでしょうか。

【橋本会長】　よろしく申し上げます。

【委員】　今回のカメラ、少し、普通の防犯カメラと違って、すごく特殊だと思うのですが、この何か、円滑な、理由というのですかね、少し特殊で分かりにくいので、これ、何らかの形で利用目的を通知または公表するような、何か透明性を図るようなことが必要ではないかなと思うのですが。要するに、普通、カメラが設置してあったら、大体、防犯カメラだと思うので、何か重量を量って、差分を見るとかですね、こういうのは特殊なので、何らかの形で、少し透明性を図らないといけないのではないかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

【橋本会長】　いかがでしょうか。

【荒井主任】　例えば、事前に運用の要綱ですとか、そういったものを公開するなどし

て、透明性を図るといところで考えています。考えられるところではそういう対応ができるのかなと思います。

【堂本課長】 カメラを設置してナンバープレートを読み込んで行っているということ、何らかの形で、ホームページ等で公表したいというふうに思っております。

【 委員】 ちなみに、その、今、映っている77ページの要綱というのは、何かネットとかで公開するということになるのでしょうか。

【荒井主任】 はい。する予定にはなっております。

【 委員】 分かりました。では、そういう形で、何らかの形で、では、利用目的などを公表するということですね。

【荒井主任】 はい。

【 委員】 分かりました。

【橋本会長】 よろしいでしょうか。

1点、今のところとかかわるのですけれども、本人外収集の通知のために、カメラ作動中というような、そういうポスターを貼るわけなのですけれども、資料93ページにある、この監視カメラ作動中、下にセキュリティカメラとあります。セキュリティカメラも監視カメラなのかなと、少し分からないのですけれども、さっきの御紹介いただきました資料77ページの要綱では、施設監視カメラなのですよね。だから、監視カメラという言葉で我々がイメージするものとして使う監視カメラとは少し違うのかな。そこら辺のところは、目的にきちんと沿う形で、市民に表示する方がいいのではないかどうか。この表示の文言については、少し御検討いただけませんか。

【荒井主任】 はい。そうですね。英訳については修正して表示いたします。

【橋本会長】 英訳のみならず、監視カメラというよりも、施設監視カメラというのが正しい名称です。

【荒井主任】 はい。そうですね。

【橋本会長】 そこら辺のところは、正確を期した方がいいのではないのかなということと、あと、ナンバープレートカメラについては、特にそういう表示はないのですか。

【荒井主任】 ナンバープレートカメラについても、カメラを作動中という表示は行いますが、確かに、おっしゃられるとおりに目的が違いますので、そちらも、計量棟にナンバープレートを読み込んでいる旨の表示はしたいと思います。

【橋本会長】 そうですね。これをもって同意に代えるわけですから、そこら辺のとこ

ろの正確さというのは大事なのかなと思いましたが。その点については、検討をお願いできればというふうに思います。

【荒井主任】 はい。かしこまりました。

【橋本会長】 あとはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、実施機関に対する質問は、これで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

〔諮問第184号の実施機関退室〕

【橋本会長】 それでは、答申文の検討に入りたいと思います。

では、朗読からお願いできますでしょうか。

【内村主任】 では、答申文、記書き以下を読み上げいたします。

本件個人情報の本人外収集につき、館クリーンセンターに施設用カメラを設置することは、円滑な施設運営に資するものであり、公益上必要であると認めます。

また、本人通知については、当該施設用カメラの設置に関して、公衆に明示されることなどから、特に必要がないと認めます。

付記。

「八王子市が設置または管理する施設用カメラの運用に関する要綱」に基づき、個人情報の適正な管理を行うこと。

以上です。

【橋本会長】 はい、ありがとうございます。

御意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 先ほど、宮内副会長からいただいた御意見とか、何点か意見があったと思いますので、それはぜひ、実施に当たって御考慮いただきたいということ、口頭で結構ですでお伝えいただけますでしょうか。

【越智主査】 はい、承知しました。

【橋本会長】 よろしく願いいたします。

それでは、答申自体はこれで確定をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

引き続きまして、次の審議事項カ、諮問第185号についてお諮りをいたします。諮問第185号は、水路等に設置するライブカメラについてでございます。これも先ほどと少

し似ておりますけれども、厳密には防犯カメラ目的ではなく、河川の管理等について情報収集するというのが目的だと聞いております。それでは、これにつきましても、実施機関に説明をお願いするとともに、諮問の要旨について事務局から御説明をお願いできますでしょうか。

〔諮問第185号の実施機関入室〕

【越智主査】 それでは、事務局から審議事項の説明、概要を説明させていただきます。PDF資料の94ページを御覧ください。

本案件は、先ほどまでの審議事項ウからオと異なり、市内の河川や水路の水位確認の目的でカメラを設置するものです。カメラという点で共通する項目については、説明を割愛させていただきます。

諮問文5のとおり、豪雨発生に伴う災害対応を目的としたものです。

実際の設置場所等については、99ページ以降の案内図を基に、実施機関から説明します。

本案件については、実施機関が、水循環部水環境整備課ですので、同課の職員から、その他補足説明が必要な部分に絞って説明をいたします。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 はい。ありがとうございます。

それでは、実施機関から御説明お願いできますでしょうか。

【青木課長】 はい。水環境整備課長の青木と申します。よろしくお願いいたします。

それと、担当の橋詰主査でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【橋詰主査】 よろしくお願ひします。

【青木課長】 順次、補足説明を行いますので、よろしくお願いいたします。

【橋詰主査】 それでは、私から説明をさせていただきます。

資料の99ページを御覧ください。設置場所になりますが、こちらが初沢町1457番地付近となりまして、浅川中学校の西側、初沢川という川になります。そちらの水位の状況を確認する場所となっております。

次のページに行ってくださいまして、こちらが長沼町196番地、京王長沼駅から東側に行った付近の水路となります。

次のページを御覧ください。こちらは小宮町934番地、日野用水の鯉見橋という橋の上流を監視する位置となっております。

次のページ、こちらは、上恩方町3941番地、陣馬街道、陣馬高原下の下流付近となっております。

次のページ、こちらは、小津町1046番地先の入山川という川の上流になります。

次のページ、こちらは横川町103番地付近で、さつき橋という橋の下流になります。

カメラの画角や設置位置は各箇所の写真のとおりです。民家などが映り込む箇所には、プライバシー保護のため、フィルターを設置しております。カメラの設置箇所につきましては、市内の豪雨などによる被害箇所などから、特に監視が必要な箇所を選定いたしました。

また、補足事項といたしましては、本ライブカメラは、気象水象観測機器の構成機材の一部であり、設置後、水位監視情報システムとして、職員が降雨などの際に監視いたします。また、情報は、災害時に市民の避難活動に資する情報として一般公開いたします。職員の閲覧、ホームページで公開する画像は、モザイク加工した静止画となります。システム上、静止画像が一度クラウドに保管されるため、本審議会に付議しております。

説明は以上になります。

【橋本会長】 はい。ありがとうございました。

いかがでございましょうか。今、資料を御覧いただきましたように、現実には水面の状況、河川の状況について、これを監視するというのでしょうか、そういったことが目的でございますけれども、当然のことですけれども、河川に沿って伸びている道路、ここには当然、歩行者等これは映り込むということもございますので、今回、このような形で、通常の防犯カメラと同じように御審議お願いするという事です。いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

【委員】 カメラ作動中という、カメラ設置表示があると思うのですが、PDFの資料だと105ページです。今回、いわゆる防犯カメラではないということで、ライブカメラということだと思っておりますが、この黄色い、このカメラ作動中で、しかも英語でセキュリティと書いてあると、何かやはり、少し防犯カメラのようなイメージが出てしまうのではないかなという気がします。例えば、ずばりライブカメラと書くとか、あと、少し英語の表記も何か工夫した方がいいのではないかなという気はするのですが、その辺はいかがでしょう。

【橋本会長】 はい。ありがとうございます。いかがでしょう。

【橋詰主査】 はい。御指摘のとおり、我々がこういったカメラについて初めてとなり

ますので、こちらのカメラ作動中という表示は、一般的な防犯カメラのものを代用させていただきます。御指摘のとおり、河川監視中とか、そういった言葉の方、もう一度検討したいと思います。

英語の表記につきましても、再度検討させていただきます。

【 委員】 分かりました。では、御検討よろしくお願いたします。

【橋本会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【橋本会長】 委員、どうぞよろしくお願いたします。

【 委員】 です。

1点、質問させていただきたいのですけれども、よく、河川監視カメラで、東京都などは、YouTubeなどライブで、そのまま観られるように配信をされていますけれども、八王子市の場合は、そういうことはされないということで、先ほど、一般公開をすることがあるというのをおっしゃっていました。それはどのようにするのか、例えば、常時画像を少し加工して一般公開をするのか、氾濫しそうな、警報など出た時点で公開するのか、そこを教えていただきたいと思います。

【橋本会長】 はい。ありがとうございます。

【橋詰主査】 画像に関しましては、市のホームページから飛べる情報といたしまして、水害の、総合的に管理するシステムと申しますか、河川の監視ですとか、あとは、災害時に水位の、浸水の予測などができるシステムと組み合わせたものをホームページで公表いたしまして、そちらで5分ごとに更新されるカメラ映像を閲覧できるような形となります。常時閲覧できます。

【 委員】 分かりました。そうしましたら、やはり、先ほど 委員もおっしゃっていましたけれども、静止画像にしても一般公開されるということは、何かやはり表示が必要なのではないかと。ライブ配信ではないのかもしれませんが、配信されるということ、観られるということは、表示する必要があるのではないかなと思いました。

【橋詰主査】 はい。分かりました。そこは検討させていただきます。

【橋本会長】 ありがとうございます。

これ、国土交通省などが設置しているカメラは、どうしているのかということも、一つ参考にしながら考えていただくといいかもしれないなど。

宮内副会長、どうぞ。お願いたします。

【宮内副会長】 宮内でございます。

少し、軽く触れさせていただきたいのですけれど、これは、川でなくて、道も結構映っていると思うのですね。道を歩いている人が映るのは、本来は、その人を映す目的ではないので、不必要な人たちの容貌を映しているような気がします。道を映す理由というのは、道まで、例えば、103ページですけれど、この道まで映さないと、何か状況がつかめないために、この道を映しているのでしょうか。多分、ここを歩いている人とか、通っている人はみんな映ってしまうので、ここまでやる必要があるのかどうかという、そこが問題。何か、マスクをかけるということはあるのか、その辺り、少し教えていただけますか。

【橋詰主査】 道路に関しましては、実際に水路からの水が氾濫して、道路に水が流れてしまったような状況も監視できるように、カメラの画角で道路が映れば、それも同時に考慮するようにしています。

【宮内副会長】 防災といいますが、水の状態を監視するために、道路も映すことが必要であると、そういう御判断でここも映していると、そういう理解でよろしいですか。

【橋詰主査】 実際、水路の災害に関しては、土砂が流出して、道路に被害、影響があるなどということも、台風19号のときには結構起きていましたので、道路を監視するのも、有効であると考えております。

【宮内副会長】 例えば、今、映っているところだと、非常に水位が上がったときに、右側の道路がしばしば水をかぶると、こういう状況の場所だということですかね。

【橋詰主査】 はい。災害のときに、実際、ここに関しましては、護岸が崩落して、道路も一緒に崩れてしまったような箇所になっております。この先、道路が1本しかないので、そういった、市民が道路を通れなくなってしまうような状況も監視できるようになっております。

【宮内副会長】 なるほど。ここに限らず、道路を監視することが、そういった防災上とても重要な場所について、道路を映すことにしている、そういう御判断ということですね。

【橋詰主査】 はい。

【宮内副会長】 はい。分かりました。どうもありがとうございます。それでは、私はそれで結構です。

【橋本会長】 はい。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

まあ、確かに、通常の防犯カメラと違って、配信するというのが、しっかりと、目的と撮影の画角の調和がとれているかどうか、そこは少し、懸念されるところもあるかも

しれない。

あと、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、実施機関についての質疑はこれで終了します。ありがとうございました。

〔諮問第185号の実施機関退室〕

【橋本会長】 では、以上を踏まえて、答申文を検討したいと思います。では、朗読お願いいたします。

【内村主任】 はい。では、記書き以下を読み上げます。

本件個人情報の本人外収集につき、水路等にライブカメラを設置することは、災害時における水路等の急速な水位上昇に対する迅速な対応に資するものであり、公益上必要であると認めます。

また、本人通知については、当該ライブカメラの設置に関して、公衆に明示されることなどから、特に必要がないと認めます。

付記。

「八王子市が設置または管理する気象水象観測機器におけるライブカメラの運用に関する要綱」に基づき個人情報の適正な管理及び運用を行う。

以上です。

【橋本会長】 ありがとうございました。

これについても、先ほどと同じであります。委員の方から出されたいろんな意見についても、御考慮いただくようにということで、口頭でお伝えいただけますでしょうか。

【越智主査】 はい。承知しました。

【橋本会長】 はい。よろしくお願いいたします。

それでは、すみません、予定時間を超過しておりますけれども、あと審議事項が2点ございます。

諮問第182号と188号でございます。いずれもドローンに関する案件でございますので、まとめて御審議をお願いしたいと考えております。

それでは、実施機関、入室をお願いします。

〔諮問第182号、188号の実施機関入室〕

【越智主査】 事務局です。予定時間の4時を超過して申し訳ありません。

まず概要を説明させていただきます。

先ほど御案内いただいたとおり、2件併せて御審議いただきます。共通する事項につい



ては、審議事項キ、災害対策用ドローンの資料を基に説明させていただきます。

PDF資料の107ページを御覧ください。

本件は、先ほどまでの審議事項ウ、オと異なり、定点固定ではなく、無人航空機、いわゆるドローンにカメラを搭載し運用するものです。カメラという点で共通する項目については、説明を割愛させていただきます。

諮問文3の(2)のとおり、災害発生時の情報収集等の目的で撮影するものです。被災場所を撮影することを目的とするため、個人の容姿等を収集する意図はありませんが、飛行高度等によっては、意図せず偶発的に個人情報を収集する可能性があるため、諮問するものです。

また、諮問文4のとおり、災害対応のための連携が必要な場合、収集した情報を国及び東京都へ外部提供するものです。

続いて、審議事項ク、道路管理用ドローンについて説明させていただきます。

PDF資料の117ページを御覧ください。諮問文3の(2)のとおり、橋や道路の破損状況確認を目的として撮影するものです。先ほどの審議事項キとのすみ分けは、災害発生時の撮影対象目標物の違いによります。本件審議事項クは道路構造物を対象とするのに対し、先ほどの審議事項キは、その他市内全般の被害状況把握を目的とするものです。

両案件につきましては、審議事項キが生活安全部防災課、審議事項クが道路交通部路政課ですので、両課の職員が同席しております。

その他補足説明が必要な部分に限り、防災課及び路政課から説明をいたします。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、実施機関、二つございますけれども、要領よくお願いできればありがたいと。よろしく願いいたします。

【菅野課長】 初めに、本日出席しています防災課職員を紹介させていただきます。まず私、防災課長の菅野です。それと担当主査の澤が出席しております。よろしく願いいたします。

それでは、補足といたしまして、災害対策用ドローンの目的、必要性について説明いたします。

災害対策用ドローンの主な目的、必要性につきましては4点ございます。まず1点目、被害状況の迅速な確認でございます。災害時は、土砂災害の現場や洪水の発生した区域な

どの被災場所で、人が立ち入ることが困難な場所の状況確認を行うに当たり、ドローンを活用することで、広範囲の状況確認のほか、原因箇所の特定を行うことが可能になります。令和元年東日本台風では、八王子市でも大規模な土石流の復旧工事を行う際に、状況確認や搬出量の概算のため、工事事業者がドローンによる撮影を実施し、状況確認に大きな効果がありました。また2021年には、熱海伊豆山土石流災害でも、被害状況、被害範囲の確認に、ドローンが活用されているところでございます。

2点目は被災者の発見でございます。ドローンは飛行機やヘリコプターほか、ほかの航空機に比べまして飛行高度が低く、撮影できる解像度が高いため、逃げ遅れた被災者の発見に寄与することが期待されております。

3点目は二次災害の防止でございます。被災地では安全が確保されていない中での救助活動など、救援者の二次被害の危険が伴う中で、ドローンを用いた周辺確認は、二次災害のリスク軽減につながると考えております。

4点目、最後になります。物資搬送、情報発信でございます。道路が分断された孤立地域など、食糧や医薬品、日用品を運搬することで、適切な支援が可能となるほか、音声の届かない場所におきましては、ドローンにスピーカーを装着いたしまして、音声発信を行うことで、正確な情報発信が可能となります。

以上4点の活用のため、災害対策用ドローンの運用を行おうと考えております。御審議のほどよろしく願いいたします。

【橋本会長】 ありがとうございます。

当審議会としては、初めての案件ということでございますけれども、いかがでしょうか。御質問等ございましたら、お願いできますでしょうか。事務局の方、何かございますか。

【越智主査】 はい。事務局です。今、1件目の防災課分につき御説明申し上げました。2件目の路政課の説明について、この段階で御説明申し上げるか、いかがいたしましょうか。

【橋本会長】 いかがでしょうか。ほぼ共通していますね。

【越智主査】 はい。目的のみ、異なっております。

【橋本会長】 目的が違うところだけ、説明していただけますでしょうか。

【水上課長】 続きまして、道路管理用ドローンについて御説明させていただきます。私は道路交通部路政課長の水上と申します。そして担当主査の上條です。よろしく願いいたします。

それでは、道路管理用ドローンの目的、必要性について御説明いたします。お手元の道路管理用無人航空機事務概要にも記載のとおり、一つ目は、道路、橋梁、のり面などの点検や現状把握に係る情報収集。二つ目は、地震、台風、土砂崩れなどの自然災害による道路上の被災状況に係る情報収集。三つ目は、本市の歴史的な記録または防災啓発に係る情報収集。最後に技能取得のための訓練の以上4点でございます。

八王子市は御存じのとおり、駅周辺や都市部、ニュータウン地域、山間部と多岐にわたる特性を持った自治体であり、道路交通部では、橋梁が約750橋、市道の総延長は約1,300キロを管理しております。特に、橋梁の点検につきましては、約750橋のうち約300橋を職員による直営で点検を行っていることから、平時の利用として、これらの橋梁などの高所作業を伴う点検時において、ドローンを補完的な役割として用いることで、効率性や安全性を向上させるものと考えております。

また、災害時では、道路上の被災状況の確認をするだけでなく、二次被害が想定され、人が立ち入ることが困難な場所においても、ドローンを活用することで、被害規模や被害状況の把握を迅速に行うことができ、より早期の復旧に寄与するものと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

【橋本会長】 はい。ありがとうございました。

若干、目的を異にしてはおりますけれども、ドローンを用いて撮影をしていくと。恐らく、通常の防犯カメラに比べて、一般の市民の方が撮影の対象となるという頻度は、かなり低いのだらうとは思いますが、そういう意味で言うと、あえて諮問していただく必要もないことなのかもしれませんが、第三者の容貌等が撮影される可能性が否定できないので、念のため、ここで御審議をお願いするというような趣旨だったと思います。

御質問等いかがでしょうか。宮内副会長、お願いします。

【宮内副会長】 これ、一応確認なのですが、条例の第7条第3項の第7号でこれを答申しようとしているわけですが、第4号で、「人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急の必要があり、かつ、やむを得ないと認められるとき」は、本人以外から収集できます。今回のこの件というのは、災害の場合なので、人の生命、身体、財産の保護に必要な場合が多いと思うのですが、緊急の必要があり、かつ、やむを得ないと認められる場合でなくても、ある程度のところまでこれで収集しようという、そういう趣旨だと理解しております。その辺りの、緊急の必要、かつ、やむを得ない場合以外でもこの事業をやるのだということについて、実施機関から、どのような運用をしようとしている

のかというのについて説明いただきたいと思います。

【橋本会長】 はい。ありがとうございます。いいですか。

【菅野課長】 防災課です。ドローンを飛行させるためには、やはり、ドローンの操縦の訓練をしないと、災害時には操縦が可能とはなりません。災害時は当然なのですけれども、事前訓練、こちらにつきまして、航空法の関係で、飛ばせるところというのは限られております。市街化調整区域で基本的には訓練できます。あとは、航空局から許可をもらえば、市街地、防災訓練の会場も飛行することが可能なのですけれども、訓練においては録画をするつもりはありませんが、映像には映ってしまいます。そういった観点から、今回、御審議をお願いしているところでございます。

【橋本会長】 はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。

【宮内副会長】 訓練、わかりました。あと、歴史的な記録とか防災、こちらに書いていますけれども、これも、身体、生命、財産を保護するため、やむを得ないではないので、しかるべき範囲で撮るということで理解していますけれども、そこに人が映り込んだら、顔などはそのまま保存して記録として残される予定なのでしょうか。

【水上課長】 水上です。

この場合は、主に土砂崩れなどによって道路を塞いでしまうとか、そういったことを想定しております。かなり上空から、流れ出た土砂の量など、平常時の状態と災害があったときの比較ができるような形で、平時からドローンを活用していきたいと考えております。特に人の顔が映るとか、そういった近接での撮影は考えていなくて、上空から、道路構造物、そういったものがどういう状況にあるのか、そこを、早く復旧しなくてはならない、その手法を考える一つの手段として活用を考えております。

【宮内副会長】 趣旨はとてもよく分かるのですけれども、何か間違えて人が映ってしまうこともありますよね、恐らく。そういうところについては、歴史的な記録という意味では、御配慮いただきたいと思いますので、その辺り考えていただけますでしょうか。

【澤主査】 防災課の担当の澤と申します。

先ほどの、災害の記録でしたり、状況確認で、偶発的に映り込んでしまったものについて、記録として残す場合につきましては、個人情報が残らないように、画像の部分で映り込んでしまった人をトリミングしたり、モザイクをかけたりといった判別できないような配慮をするように考えております。

【宮内副会長】 はい、わかりました。どうもありがとうございます。

【橋本会長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。 委員、どうぞよろしく申し上げます。

【 委員】 個人情報の観点でも、これ、議論されたことでいいのかなと思いますけれど、少し、個人情報保護のこととは関係ない話といえは話なのですけれども、とても災害のときに役に立つという、いわゆる利点もあるのですけれども、一步間違えると、プロペラが回って空を飛んでいるわけですので、それが人に当たるとか、家にぶつかるとか、いろいろなことも考えておく必要はあるかなと。ここのところの第3条ですね、運行管理者は防災課長をもって充てるという、それと、第4条で、災害対策用ドローンの運航責任者、この運航責任者と運航管理者の違いを、少し教えていただきたいのと、そういう事故があるということを考えて、十分に訓練した人、外部に委託してそういう操縦をする人、外部に委託してやっていくものなのか、この辺を教えてください。

【澤主査】 防災課の澤が回答いたします。

まず、運航管理者につきましては、ドローンそのものの所有管理について行う者として考えております。次に、次条の第4条の運航責任者につきましては、災害時ですとか訓練時に運航を行う、実際にドローンを飛行させる場合の作業に関しての責任を負う者という意味合いで、運航責任者という名前をつけさせていただいています。

また、操縦につきましては、市の職員をメインで考えてはいるのですけれども、職員による運航が難しい場合ですとか、委託業者等が運航する場合も考えております。

【 委員】 了解です。

【橋本会長】 よろしいでしょうか。

【 委員】 はい。ありがとうございます。

【橋本会長】 ほかはいかがでしょうか。

道路管理用無人航空機の方は、災害時のみならず平時での利用をするということで、そこで第三者の情報、容貌等が映り込む可能性もあるということで、あえて、ここに諮問をさせていただいたということですかね。

【水上課長】 はい。そうです。

【橋本会長】 はい。分かりました。そういう意味で言うと、災害時に特定して行われているものと、道路の方の管理、橋梁の管理ということで、もう少し使い方が違うということですかね。

【水上課長】 そうですね。

【橋本会長】 はい。分かりました。この審議会としては初めてドローンを扱うものですので、いろいろとお尋ねしたいところはございますけれども、ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

目的は非常に重要であるし、ドローンということでございますけれど、通常の防犯カメラに比べれば、恐らく第三者の容貌が映り込む頻度といったもの、それほど高くないのかなとは思いますが。……ことも含めて、これ以上、御質問がなければ、これで、実施機関には退出をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

では、ありがとうございました。

〔諮問第182号、188号の実施機関退室〕

【橋本会長】 それでは、二つの諮問、182号と188号についてでございますが、答申の案文の検討をお願いしたいと思います。

では、朗読お願いいたします。

【内村主任】 まず、諮問番号第182号の答申から読み上げます。記書き以下を読み上げます。

本件個人情報の本人外収集及び外部提供については、発災時における被災場所に対する情報収集等に資するものであり、公益上必要であると認めます。

また、本人通知については、収集される情報は人の容姿等に係る部分のみであり、本人を特定し、本人宛に通知することが困難であることから、特に必要がないと認めます。

付記。

本人外収集に当たっての個人情報の保護措置。「八王子市が管理する無人航空機の運用に関する要綱」及び「災害対策用無人航空機の運用基準」に基づき、個人情報の適正な管理及び運用を行う。

個人情報の外部提供先となる国、東京都に対しては、次の条件を付する。1、個人情報を適正に管理するとともに個人情報保護のルールを遵守し、利用目的以外への使用を禁止すること。2、不要となった個人情報は、迅速かつ確実に廃棄すること。3、上記条件の履行状況について、市に適時報告することとし、市の確認を受けること。

以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。

まず、182号についての答申文でございますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 それでは、このような形でお認めいただいたということで進めさせていただきます。

引き続きまして、188号についての答申案をお願いできますでしょうか。

【内村主任】 では、記書き以下を読み上げます。

本件個人情報の本人外収集及び外部提供については、平時における橋梁等道路構造物の状況・周辺状況確認、災害時における情報収集等に資するものであり、公益上必要であると認めます。

また、本人通知については、収集される情報は人の容姿等に係る部分のみであり、本人を特定し、本人宛に通知することが困難であることから、特に必要がないと認めます。

付記。

本人外収集に当たっての個人情報の保護措置。「八王子市が管理する無人航空機の運用に関する要綱」及び「道路管理用無人航空機の運用基準」に基づき、個人情報の適正な管理及び運用を行う。

個人情報の外部提供先となる委託業者、国及び東京都に対しては、次の条件を付する。

1、個人情報を適正に管理するとともに個人情報保護のルールを遵守し、利用目的以外への使用を禁止すること。2、不要となった個人情報は、迅速かつ確実に廃棄すること。3、上記条件の履行状況について、市に適時報告することとし、市の確認を受けること。

以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。

188号についての答申案でございますけれど、いかがでしょうか。もしなければ、これで確定をさせていただきたいと思います。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございました。

もう既に、予定時刻30分過ぎておりますけれども、これで本日の審議事項は終えさせていただきます。

報告事項でございますが、できましたら、特に今日報告をしておく必要があるということに限って、御報告をいただければありがたいのですが、いかがでしょうか。

【越智主査】 事務局です。よろしいでしょうか。

【橋本会長】 よろしく申し上げます。

【越智主査】 本日、報告事項として3点議題に含めておりました。

まず、報告事項アについては、お送りしている資料、127ページのとおり、個人情報を取り扱う事務の届出がありましたので、規定に基づき御報告をしたいというものになります。情報についてはお送りしている資料のとおりになります。

一旦事務局から報告事項ア、イ、ウの報告をさせていただいて、まとめて御質問いただくという流れでよろしいでしょうか。

【橋本会長】 よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 はい、結構です。

【越智主査】 はい。では続きまして、報告事項イになります。こちらは本日御審議いただくものではなく、次回以降の予告という意味合いになります。マイナンバーを取り扱う事務について、そのセキュリティが万全であるかの評価を行う義務があります。その評価を第三者として点検をする主体が、本審議会になります。以前より、分科会を構成していただき、議論いただいた上、次回以降の審議会で答申をいただくという流れになります。以前より、宮内副会長、委員、委員に分科会のメンバーをお願いしております。本年10月以降に改めてお願いをしたい案件になります。

事務としては、続いてのページにあります、ワクチン接種証明書をコンビニで交付できる、この事務が、本市に限らず全国的に開始しております。そちらについて点検を行っていただくというものになります。

最後に、報告事項ウになります。こちらはPDF資料の132ページになりますが、過去複数回にわたって報告しておりますが、来年4月1日付で全国的に法改正があります。個人情報のルールが法に一元化されるという動きが、本市に限らず全国的にあります。こちらについて、御覧のとおり、本審議会に御報告をさせていただいております。本日はパブリックコメントの実施について御報告をさせていただきます。

次のページ、133ページのスケジュールのとおり、9月、パブリックコメントを実施して、市民の皆様からの意見をいただきます。その後、御覧のスケジュールのとおり、条例改正を行い、来年4月1日付で条例施行という流れになります。

本日はファイルを別でお送りしております。保存版として御活用いただけるように別でお送りしておりますが、9月1日から開始するパブリックコメントの資料を添付しております。9月中、市民の方からも意見をいただき、条例改正を行います。資料の中に、素案



として、条例として規定するものの概要をお示ししているほか、別紙として、条例案、文案自体も掲載をしております。

本日でなく、もし、御意見等ありましたら、事務局にお声いただければ、検討事項とさせていただきますと思います。

駆け足になりましたが、報告事項3件、事務局からは以上になります。

【橋本会長】 はい。ありがとうございます。

報告事項三つありましたが、全体を通していかがでしょうか。宮内副会長、どうぞ。お願いします。

【宮内副会長】 最後に御説明いただいた条例の案ですけれども、この第7条のところ、この審議会に聴くときというのが、特に必要があると認めるときだけになっているということですよ。ですので、この審議会にかかってこない個人情報にかかわる取扱いというのが、今後、増えてくるのではないかというふうに理解しているのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

【越智主査】 宮内副会長、ありがとうございます。事務局からです。

お示しいただいたとおり、諮問案件についての言及が、特に必要であると認めるときという記載になっております。これは、法に、個人情報の取扱いが一元化されるということで、国の個人情報保護委員会が法の解釈権を有するという見解が出ております。まず、第一義的には、個人情報保護法に記載のある規定を適正に取り扱うこと、そこについて、もし疑義等ある場合には、解釈権を有する個人情報保護委員会に指導、助言を求めるという手続が示されております。そういった部分について、特に必要である場合に限り本審議会に意見を聴くことができる旨として、記載をしております。また、本市の場合には、先ほどお伝えしたマイナンバーの関係、こちらの第三者点検主体としての審議事項、こちらが本審議会特有の諮問案件として存続しておりますので、こちらは特に明記をしているというものになります。ここも、来年度以降の運用については、引き続き、本市から国の個人情報保護委員会に、疑義や運用上の課題については、指導、助言を求めておりますので、御意見等、事務局へいただければ幸いです。

事務局からは以上です。

【宮内副会長】 少し、確認というか、今後の方向性というのを知りたいのですけれども、今日、いろいろ諮問で、例えば監視カメラですとか、防災関係のカメラとかそういうのについて、ここで審議しましたけど、今後はこういうのは、大体なくなるという方向に

なるのですかね。

【越智主査】 御質問ありがとうございます。

そうです。例えば今日の防犯カメラのような案件については、そもそも、本市に限らず、地方公共団体の多くの条例に規定されている本人収集の原則に基づいて諮問をしています。法改正後は、本人収集の原則としては直接規定されずに、適正に利用するものに限るという規定に変わります。そのため、従来のような、本人収集をしないということをもって諮問案件、ということはありません。また、適正な運用かどうかという部分についても、国で何らか、類型的な基準等を示すかどうか、個人情報保護委員会にも照会をしております。

そのため、諮問案件は来年度以降、減ることは想定されます。

事務局からは以上です。

【宮内副会長】 おっしゃることはすごくもっともだと思いますけれども、この審議会が行うことについては、とても大きな影響があると思いますので、今後分かり次第、いろいろと教えていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

【橋本会長】 ありがとうございます。

【越智主査】 ありがとうございます。

【橋本会長】 そうですね。法がどこまで定めるのかと、各自治体の審議会の役割をどういうふう考えていくのかということについては、全国一律に決めていくのかどうか。あるいは、各自治体の、ある程度、裁量によって審議会で審議をすることといったものを、認めることができるのかどうかという観点についても、少し、私も、分かりづらいたところがありますので、そこら辺のところも、もう少し勉強する機会を頂戴できればいいのかなというふうに思います。個人情報保護法が施行された後、この審議会は情報公開についても所管しているので、今後この審議会の在り方についても、今期の審議会の中で、どこかで議論ができればいいのかなというふうには思っておりますので、その点についての時間も、またどこかで与えていただくとありがたいなと思っております。よろしくお願いします。

【越智主査】 承知しました。

【橋本会長】 非常に重要なテーマだと思いますので、ここら辺のところは慎重に検討していく必要があるのかなと思いますのでよろしくお願いします。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 それから、すみません。進行の不手際等々ございまして、予定時間を大幅に超過してしまいました。改めておわび申し上げます。

もし、これでなければ、第137回の情報公開・個人情報審議会を終えさせていただきたいと思います。 委員、それから、 委員から挙手いただいております。 委員の方から。

【 委員】 私、先ほどのところの1点なのですが、防犯カメラの件なのですが、やはり八王子市で防犯カメラをつけるに当たって、取りまとめる部署がないというのが、私、実感としてあるのですが、やはり、先ほど 委員がおっしゃっていたみたいに、壊れたときどうするのかということも含めて、役人って異動しますから、やはり、各部署で防犯カメラのメーカーが違うというのはどうなのかなと思うところが一つと、くどいようですが、防犯カメラがありますよというのは、文言ではなくて、ユニバーサルデザインみたいところでやれるといいなというところがあるので、それは、各案件で御質問しようかと思ったのですが、最後、まとめて御意見させていただいて、どういうふうにしたらいいのかというのが少し分からないので、この場でお話させていただくというだけなのですが、市民の方にも、確実に分かるような表記というのは大事だと思うので、そういった点は、なるべくしっかりと統一できた方がいいのかなと思って、少し強くお話をさせていただこうと思ひまして、最後、一言、言わせていただきました。ありがとうございます。

【橋本会長】 ありがとうございます。そうすると、これは、総務部公文書管理課ですかね。音頭を取っていただくのは、そこしかないですかね。もう、これは前々からの懸案だと思いますので。実施に向けて検討してください。検討して、実施に向けて進んでいただければありがたいなと思います。

【越智主査】 事務局からよろしいでしょうか。

【橋本会長】 はい、どうぞ。それでは、まず越智さんの方でお願いいたします。

【越智主査】 委員、御意見ありがとうございます。

防犯カメラの取りまとめという部分についてです。個人情報収集の観点で、このように審議会で御審議をいただいておりますので、その点では、防犯カメラの案件について、当課の方で内容点検等させていただいております。また、ユニバーサルデザインの表示や多言語の部分含め、統一的な表示の方法、ステッカー等、望ましい部分は、実際にあります。

現実的には、入札等で各所管が導入をする関係で、メーカーや仕様が、例えば、八王子市の防犯カメラはこれというものの一つに決まらないというのが、現状になります。ただ、当然、必要な情報は、これまで御審議いただいている情報の蓄積がありますので、導入に当たって当課から指導するという形で、取りまとめさせていただければと思います。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 はい。ありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。

【 委員】 よろしいでしょうか。メーカーからくっついてくるものではなくて、八王子市の予算で、防犯カメラの表記のものを作って、メーカーのものは使わないでというのも一つの考え方だと思うので、そこも含めて御検討をお願いします。

【越智主査】 はい、承知しました。

【橋本会長】 ありがとうございます。

委員、どうぞ。

【 委員】 今日はこの審議会に多くのことを学ばせていただきました。ありがとうございました。

1点だけ、会議の進行ですけれども、少し、議題が多過ぎたのではないかと。議題が多過ぎるといふか、一つ二つ減らした方がよかったのではないかなというのと、それと、報告事項なんか、最後、時間が気になって、追っつけでお話があったという感じがあります。あまり時間がかかるようなことであるのであれば、スタート時間を、もう少し、2時ではなくて1時にするとか、何かその、時間に余裕を持った審議会にしてほしいなという、そんな感じがしていました。正直言って、急いで急いでという感じで、追い立てられて会議が進んでいってしまうというような感じも見受けられたので。議題の数によって、2回に分けてもいいと思うので、時間のこと。それと報告事項、これも含めた時間の配分を、もう少し余裕をもってやってもらえればなという感じがしました。

それと、あと事務局の方の、事務局というか、役所の方の、いわゆる、Webex Ciscoの環境が少し弱い感じがします。音が途中で聞こえなくなったりして、もう聞こえないままで進んでしまっているわけですけど、そんなところも少し気になる点ですので、修正していただければと。

以上、お願いします。

【橋本会長】 分かりました。ありがとうございます。

実は、私も同じようなことを考えていたのですが、確かに、今回のような、非常に新し

い、全く新規の案件というのでしょうか、これまで審議会で扱ってこなかったようなものを扱うときには、もう少し時間を取った方がいいのかな、なんていうようなことを考えながら、いたのですけれども。一方で難しいのが、皆様お忙しくて、回数を増やすということもなかなか難しい。時間を延長することも、なかなか難しいというふうな現実もある。どの辺で、こう折り合いをつければいいのかなという感想が、非常に、なかなか難しいところだなと思いながら、今日、これに臨んだのですけれども、少し今、委員から御意見、回数を増やすのか、あるいは時間をもう少し繰り上げて開始していく方がいいのかということについては、改めて検討させていただけますでしょうか。それは全く正当な御指摘だと、私も思っておりますので。

【越智主査】 事務局からもよろしいでしょうか。

【橋本会長】 はい。どうぞ。

【越智主査】 委員、御指摘ありがとうございます。

まず、審議事項の数については、御指摘のとおり、数としては多くなっております。まず、事務局としては、今ではなくてもよい案件については、次回以降に繰延べするように働きかけています。事業実施に当たって、事後報告という形にはできませんので、事前に諮問いただく、それが、差し当たって、すぐに実施しなければならないものについて、1回分の諮問として選別しています。選別した結果の案件数により、もし、時間等厳しい場合には、例えば可能な限り予定時間の設定自体を変えるなど、そういった御調整をさせていただければと思います。今後も緊急でない案件を次回以降に繰延べするという事は、事務局として引き続き選別させていただきます。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 はい。ありがとうございます。

会議の起こし方については、少し検討させていただきたいと思います。委員、よろしいでしょうか。

【委員】 はい。よろしく申し上げます。

【橋本会長】 はい。承知しました。あとはよろしいでしょうか。

それでは、本当に長時間ありがとうございました。越智さん、まだ何かありますか。

【越智主査】 事務局から1点よろしいでしょうか。

【橋本会長】 はい。どうぞ。

【市川課長】 公文書管理課長の市川です。

今、委員から御指摘いただいた案件の分量とウェブの環境については、改善できるようにしたいと思います。今日は長くなって申し訳ございませんでした。

その上での、少しネガティブな報告で申し訳ないのですが、先日、元職員が個人情報を漏えいした件について報告ということで、マスコミ等で公表された場合には、審議会の方に報告するということになっておりますので、簡潔に報告させていただきます。

令和4年7月8日にプレス発表をしました。個人情報を漏えいした当該職員は、市民部60代男性、主任、処分内容は戒告相当です。処分理由は、令和3年1月、職務上知り得た個人情報を第三者へ漏えいしたためです。

このことは、7月9日の東京新聞にも掲載されております。

案件の概要は、市民部当該職員が、外部の者から文書による正当な方法ではない依頼に対し、公的な業務に関連する至急の問合せであると錯誤し、市民の個人情報を提供したというものです。

本件は、市民の信用を大きく失墜させるものであり、大変申し訳なく、深くお詫びすると、市長の定例記者会見でも話しております。今後はこのようなことが、二度と起きないように、再発防止策に現在努めているところです。

報告は以上です。

【橋本会長】 はい。ありがとうございます。

今の件、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 それでは、御報告を承ったということで処理させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、第137回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会をこれで終えさせていただきます。

長時間ありがとうございました。また引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。